

2026 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ カ コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 敦 浩
(コード番号 2371 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員 CFO 粕 谷 進 一
(TEL 03-5725-4554)

**(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明
及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ**

当社が 2026 年 5 月 12 日付で公表いたしました「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が 2026 年 5 月 14 日付で公表いたしました「(訂正)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」、同年 7 月 2 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月 3 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月 8 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」及び同月 17 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」により訂正又は変更された事項を含みます。)について、その内容の一部に変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2026 年 7 月 30 日付で公表いたしました「BCPE Blitz Cayman, L.P. による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」に記載のとおり、2026 年 7 月 29 日付で、ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ(以下「ベインキャピタル」といいます。)及び LINE ヤフー株式会社(以下「LINE ヤフー」といいます、ベインキャピタルと総称して「本提案者」といいます。)より、公開買付価格の引上げの提案(以下「本 7 月 29 日付提案」といいます。)を受領し、LINE ヤフーより「(経過開示) BCPE Blitz Cayman, L.P. による株式会社カカコム(証券コード: 2371)に対する公開買付けの開始予定及び当社による BCPE Blitz Cayman, L.P. への間接的な共同出資予定に関するお知らせ」

(ベインキャピタルによる「株式会社カカコム(証券コード: 2371)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を含みます。)(以下「本公表プレス」といいます。)が公表されております。本 7 月 29 日付提案における公開買付価格である 3,520 円(ただし、KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。))との間で不応募契約を締結できた場合には、3,640 円)は 2026 年 7 月 29 日時点の、Kamgras 1 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における公開買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を上回っていたことから、2026 年 7 月 29 日付で、公開買付者との間で締結している公開買付契約(以下「本公開買付契約」といいます。)に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れました。本公開買付けと本提案者による公開買付けは両立し得ないことから、当社取締役会及び本特別委員会は、今後公開買付者及び本提案者と誠実に協議等を行い、いずれの取引がより当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか等について、慎重に検討を行っていく予定です。

なお、本日時点において、当社株式の非公開化にかかる取引を検討するために設置された当社特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様が判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様のご判断に委ねる旨の 2026 年 7 月 2 日付の意見に変更はありません。

なお、公開買付者は、2026 年 7 月 31 日、公開買付届出書(2026 年 5 月 19 日付、2026 年 5 月 27 日付、2026 年 6 月 4 日付、2026 年 6 月 17 日付、2026 年 7 月 2 日付、2026 年 7 月 7 日付及び 2026 年 7 月 17 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の訂正届出書を提出するとともに、それ

に伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 7 月 31 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 8 月 17 日まで延長し、合計 67 営業日とすることを決定したとのことです。

なお、今後新たに開示すべき事由が発生した場合には、速やかに公表いたします。

変更箇所につきましては下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(変更前)

公 開 買 付 け の 目 的	非公開化
買 付 け 等 の 期 間	2026 年 5 月 13 日から 2026 年 8 月 <u>3</u> 日まで (58 営業日)
買 付 け 等 の 価 格	普通株式 1 株につき、金 3,450 円 ① 2016 年 8 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 8 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2016 年 9 月 2 日から 2046 年 9 月 1 日まで）1 個につき、金 1 円 ② 2017 年 7 月 19 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 10 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2017 年 8 月 4 日から 2047 年 8 月 3 日まで）1 個につき、金 1 円 ③ 2018 年 8 月 15 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 11 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 9 月 4 日から 2048 年 9 月 3 日まで）1 個につき、金 1 円 ④ 2019 年 7 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 13 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2019 年 8 月 5 日から 2049 年 8 月 4 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑤ 2020 年 7 月 15 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 14 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 8 月 5 日から 2050 年 8 月 4 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑥ 2021 年 7 月 21 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 15 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年 8 月 6 日から 2051 年 8 月 4 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑦ 2021 年 11 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 16 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2023 年 12 月 4 日から 2028 年 12 月 1 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑧ 2022 年 7 月 20 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 17 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 8 月 5 日から 2052 年 8 月 2 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑨ 2023 年 7 月 19 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 18 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2023 年 8 月 7 日から 2053 年 8 月 6 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑩ 2025 年 5 月 21 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 19 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2029 年 6 月 1 日から 2033 年 9 月 30 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑪ 2025 年 6 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 20 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2027 年 7 月 24 日から 2035 年 6 月 17 日まで）1 個につき、金 1 円 （上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）
買 付 け 予 定 数 の 下 限	34,941,000 (株) (注 1)
買 付 け 予 定 数 の 上 限	— (株)

<後略>

(変更後)

公 開 買 付 け の 目 的	非公開化
-----------------	------

買 付 け 等 の 期 間	2026 年 5 月 13 日から 2026 年 8 月 17 日まで (67 営業日)
買 付 け 等 の 価 格	普通株式 1 株につき、金 3,450 円 ① 2016 年 8 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 8 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2016 年 9 月 2 日から 2046 年 9 月 1 日まで）1 個につき、金 1 円 ② 2017 年 7 月 19 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 10 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2017 年 8 月 4 日から 2047 年 8 月 3 日まで）1 個につき、金 1 円 ③ 2018 年 8 月 15 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 11 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年 9 月 4 日から 2048 年 9 月 3 日まで）1 個につき、金 1 円 ④ 2019 年 7 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 13 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2019 年 8 月 5 日から 2049 年 8 月 4 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑤ 2020 年 7 月 15 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 14 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 8 月 5 日から 2050 年 8 月 4 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑥ 2021 年 7 月 21 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 15 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年 8 月 6 日から 2051 年 8 月 4 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑦ 2021 年 11 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 16 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2023 年 12 月 4 日から 2028 年 12 月 1 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑧ 2022 年 7 月 20 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 17 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 8 月 5 日から 2052 年 8 月 2 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑨ 2023 年 7 月 19 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 18 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2023 年 8 月 7 日から 2053 年 8 月 6 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑩ 2025 年 5 月 21 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 19 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2029 年 6 月 1 日から 2033 年 9 月 30 日まで）1 個につき、金 1 円 ⑪ 2025 年 6 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 20 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2027 年 7 月 24 日から 2035 年 6 月 17 日まで）1 個につき、金 1 円 （上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）
買 付 け 予 定 数 の 下 限	34,941,000 (株) (注 1)
買 付 け 予 定 数 の 上 限	— (株)

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者は、2026 年 7 月 1 日付で LINE ヤフーが公表した「(経過開示) 株式会社カクコム
の資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の当社株式の市場
株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の
応募の見通し等を総合的に勘案し、また、当社から同日付で受領した、本公開買付価格の変更についての
協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を 3,000 円から 3,450 円に変更することを決
定し、2026 年 7 月 17 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を
当該訂正届出書の提出日である 2026 年 7 月 17 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 8 月

3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本7月1日付提案における、本提案者と KDDI との間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,500円は実現不可能な価格であると理解しており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本7月1日付提案における実現可能な公開買付価格である3,384円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えているとのことです。

<中略>

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

② 本公開買付けの実施後（2026年8月7日（予定））

<中略>

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2026年10月中旬（予定））

<中略>

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2026年11月上旬（予定））

<後略>

（変更後）

<前略>

その後、公開買付者は、2026年7月1日付でLINE ヤフーが公表した「(経過開示) 株式会社カカコム」の資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、当社から同日付で受領した、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定し、2026年7月17日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本7月1日付提案における、本提案者と KDDI との間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,500円は実現不可能な価格であると理解しており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本7月1日付提案における実現可能な公開買付価格である3,384円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えているとのことです。

その後、本SPVであるBCPE Blitz Cayman, L.P.は2026年7月29日付で「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表し、それを踏まえて当社は2026年7月30日付「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、本提案者より、本7月1日付提案の更新として、公開買付価格の引上げの提案（以下「本7月29日付提案」といいます。）を受領した旨を公表したとのことです。また、本コンソーシアムは、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社から2026年7月29日付で、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて当社との間で協議をしていく予定とのことです。2026年7月31日時点で決定している事実はないとのことです。

公開買付者は、これらの本提案者及び当社による公表の状況、並びに当社からの上記の協議の申入れを受けた本コンソーシアムによる検討の方針について、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対する十分な情報提供を行うため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、2026 年 7 月 31 日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出することとしたとのことです。当該訂正届出書の提出に伴い、令第 13 条第 2 項第 2 号イに基づき、2026 年 7 月 31 日付で、公開買付期間は 2026 年 8 月 17 日まで延長され、合計 67 営業日となっているとのことです。

<中略>

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

- ② 本公開買付けの実施後（2026 年 8 月 24 日（予定）

<中略>

- ③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2026 年 11 月 上旬（予定））

<中略>

- ④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2026 年 11 月 中旬（予定））

<後略>

- ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

- (ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

以上の検討を経て、本コンソーシアムは 2026 年 7 月 17 日、本公開買付価格を 3,450 円、本自己株式取得価格を 2,805 円に変更することを決定したとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

以上の検討を経て、本コンソーシアムは 2026 年 7 月 17 日、本公開買付価格を 3,450 円、本自己株式取得価格を 2,805 円に変更することを決定したとのことです。

その後、本コンソーシアムは当社より、当社が本提案者から本 7 月 29 日付提案を受領した旨の連絡を受領し、2026 年 7 月 29 日に、同日付で本 SPV が公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の内容を参照する形で当社から本 7 月 29 日付提案の内容の共有を受けるとともに（本 7 月 29 日付提案の内容については、2026 年 7 月 29 日付で本 SPV が公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。）、当社から、同日付で、本公開買付契約に基づき、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて当社との間で協議をしていく予定とのことです。現時点で決定している事実はないとのことです。

<後略>

- ③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

- (v) Kamgras 1 による 2026 年 7 月 15 日付提案を踏まえた検討の経緯

(変更前)

<前略>

その後、2026 年 7 月 15 日に、当社は公開買付者及び DG より、本公開買付価格を 3,450 円（本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 5 月 11 日の終値 2,774 円に対して 24.37%のプレミアム、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,422 円に対して 42.44%のプレミアム、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,045 円に対して 68.70%のプレミアム、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,153 円に対して 60.24%

のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた 2026 年 4 月 23 日の前営業日である 2026 年 4 月 22 日の終値 2,121 円に対して 62.66%、2026 年 4 月 22 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,103 円に対して 64.05%、2026 年 4 月 22 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,949 円に対して 77.01%、2026 年 4 月 22 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,166 円に対して 59.28%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。)、本自己株式取得価格を 2,805 円とする提案書を受領いたしました。なお、本 7 月 15 日付提案（本コンソーシアム）における本自己株式取得価格は、DG 及び KDDI が本自己株式取得に応じることを前提とした価格であるとのことです。公開買付者は、2026 年 7 月 17 日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出し、同日、本公開買付価格を 3,000 円から 3,450 円に変更しております。

なお、2026 年 7 月 17 日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の 2026 年 7 月 2 日付の意見に変更はありません。

(変更後)

<前略>

その後、2026 年 7 月 15 日に、当社は公開買付者及び DG より、本公開買付価格を 3,450 円（本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 5 月 11 日の終値 2,774 円に対して 24.37%のプレミアム、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,422 円に対して 42.44%のプレミアム、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,045 円に対して 68.70%のプレミアム、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,153 円に対して 60.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた 2026 年 4 月 23 日の前営業日である 2026 年 4 月 22 日の終値 2,121 円に対して 62.66%、2026 年 4 月 22 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,103 円に対して 64.05%、2026 年 4 月 22 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,949 円に対して 77.01%、2026 年 4 月 22 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,166 円に対して 59.28%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。)、本自己株式取得価格を 2,805 円とする提案書を受領いたしました。なお、本 7 月 15 日付提案（本コンソーシアム）における本自己株式取得価格は、DG 及び KDDI が本自己株式取得に応じることを前提とした価格であるとのことです。公開買付者は、2026 年 7 月 17 日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出し、同日、本公開買付価格を 3,000 円から 3,450 円に変更しております。

なお、2026 年 7 月 17 日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の 2026 年 7 月 2 日付の意見に変更はありません。

(vi) 本提案者による 2026 年 7 月 29 日付提案を踏まえた検討の経緯

その後、当社は、2026 年 7 月 29 日付で、本提案者より、本 7 月 1 日付提案の更新として、公開買付価格（本提案者）の引上げの提案（以下「本 7 月 29 日付提案」といいます。）（注 1）を受領し、LINE ヤフーより「（経過開示）BCPE Blitz Cayman, L.P. による株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定及び当社による BCPE Blitz Cayman, L.P. への間接的な共同出資予定に関するお知らせ」（ベインキャピタルによる「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を含み、以下「本公表プレス」といいます。）が公表されております。本公表プレスによれば、本 SPV は、2026 年 7 月 29 日付で、当社株式及び本新株予約権を対象とした現金対価の公開買付け並びにその後のスクイーズアウト手続により、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、本提案者取引の一環として、金融商品取引法による公開買付け（本提案者）を実施することを決定したとのことです。

本公表プレスによると、公開買付け（本提案者）の主要な条件は下記のとおりとのことです。

- 公開買付価格（本提案者）：3,520 円（ただし、KDDI との間で不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）

- 買付予定数の下限：131,805,000 株（公開買付け（本提案者）実施後の本 SPV の株券等所有割合は 66.05%となるとのことです。）
- 公開買付期間：20 営業日

本 SPV としては、本クリアランス完了が合理的に見込まれ、当社が公開買付け（本提案者）に対する賛同意見を表明し、当社の株主の皆様に対して公開買付け（本提案者）への応募を推奨する旨の当社における取締役会決議が得られた時点で公開買付け（本提案者）を速やかに開始する予定とのことで、その時期については、2026 年 9 月中旬を見込んでいるとのことです。

また、公開買付け（本提案者）の実施にかかる前提条件は下記のとおりとのことです。本 SPV は、いずれの前提条件についても充足することを見込んでいるとのことです。

- ① 当社が公開買付け（本提案者）に対する賛同意見を表明し、当社の株主の皆様に対して公開買付け（本提案者）への応募を推奨する旨の当社における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること
- ② 本特別委員会において、当社が公開買付け（本提案者）に賛同意見を表明し、当社の株主の皆様に対して公開買付け（本提案者）への応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること
- ③ 金融商品取引法第 27 条の 11 第 1 項但書に定める当社又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の公開買付け（本提案者）の目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと
- ④ 本クリアランスが完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること
- ⑤ 当社に係る業務等に関する重要事実（金融商品取引法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。）で当社が公表（同条第 4 項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと

また、公開買付け（本提案者）の実施にあたり、本 SPV は、2026 年 7 月 27 日付で、Oasis との間で本応募契約（Oasis）に関する追加の合意書を締結し、①公開買付価格（本提案者）を 3,520 円（ただし、KDDI との間で不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする予定であること、②2026 年 7 月 31 日までに、公開買付価格（本提案者）を 3,520 円（ただし、KDDI との間で不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする旨の当社に対する法的拘束力を有する提案を行い、又は公開買付価格（本提案者）を 3,520 円（ただし、KDDI との間で不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする旨の公開買付け（本提案者）に係る予告公表をする予定であること、③②のとおりに当社に対して法的拘束力を有する提案を行い、又は公開買付け（本提案者）に係る予告公表をすることをもって、公開買付価格（本提案者）の対抗価格以上の金額への変更が行われたものとみなす旨を合意しているとのことです。その後、本 SPV は、2026 年 7 月 29 日、本公表プレスの公表をもって、公開買付価格（本提案者）を 3,520 円（ただし、KDDI との間で不応募契約を締結できた場合には、3,640 円）とする旨の公開買付け（本提案者）に係る予告公表を実施したとのことです。したがって、Oasis は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格が少なくとも 3,556 円以上に引き上げられた上で上記と同様のプロセスを経ない限りは、公開買付け（本提案者）に応募する義務を負うこととなるとのことです。

なお、2026 年 8 月 3 日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の 2026 年 7 月 2 日付の意見に変更はありません。

（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置

- ⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、58 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、67 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

(変更前)

<前略>

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026 年 9 月 下 旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026 年 10 月 上 旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

以上